

## 第2回「動物の愛護管理のあり方検討会」の議事概要について

### 1. 第2回検討会開催経緯

(1)日時：平成16年3月1日(月)13:30～16:30

(2)場所：法曹会館「高砂の間」

(3)出席者：

検討委員 / 奥澤委員が欠席、他の委員は全員出席

専門委員 / 青木貢一(動物との共生を考える連絡会代表)、山崎恵子(ペット研究会「互」主宰)

環境省 / 小野寺自然環境局長、小沢大臣官房審議官、盛山総務課長、東海林動物愛護管理室長 他

(4)議事次第：

開会

局長挨拶

議事

- ・対象動物種の範囲について
- ・虐待及び遺棄の防止規制について
- ・繁殖制限措置について
- ・個体登録措置について
- ・その他

閉会

### 2. 動物の愛護管理のあり方検討会(第2回)の議事要旨

(1)対象動物種の範囲について

- ・法の総則の対象動物は、英国のように「家畜」と「飼育下にある野生動物」などといった人とのかかわり方に着目して整理すべき。
- ・法の総則の対象動物は、動物全般を対象とすべき。そのうえで、各個別規定の対象動物の範囲は、必要に応じて限定するのが良い。
- ・人間にとって最も身近な動物である犬ねこを中心にして各種措置が適用されているという体系は、非常に素直な考えに基づいたものではないか。
- ・広い意味(理念)としての虐待防止の対象動物と、罰則が適用される虐待禁止規定の対象動物とに分けて考える必要がある。
- ・虐待罪を適用する対象動物の範囲については、慎重に検討する必要がある。また、罰則を適用する措置であることから、明確な定義が必要。
- ・動物虐待の対象とすべき動物の範囲は、文化・歴史的背景をもとに決まるものである。論理的に整理しきれない部分もあることから、場合によって割り切りが必

要となることもある。

- ・法第8条の動物取扱業の対象から産業動物及び実験動物が除外されていることについて検討すべき。

## (2) 虐待及び遺棄の防止規制について

- ・遺棄や虐待の防止対策として考えられるのは、法律による規制だけではない。普及啓発などを含めて実効ある方策を色々なレベルで考える必要がある。
- ・法第27条の「愛護動物」という術語の語感が、誤解を招いているふしがある。単にかわいい・かわいそうと思う動物を選ぶということではないはず。種の保存等を目的として飼養されている動物園動物に対しても「愛護動物」と言ってしまうのは違和感がある。
- ・遺棄や虐待が起こる原因を整理したうえで、対応策を考えるべき。
- ・査察体制のようなものを拡充することで、遺棄や虐待を相当程度減らすことができるのではないか。
- ・立入調査の対象となる施設については、拡大する方向で検討すべきではないか。
- ・調査や監視等については、官民一体となって取り組むことも必要である。動物愛護推進員や協議会等の活用も一案。
- ・調査や監視等は、公的権限を持った人が実施しないと効果が薄い。
- ・法第17条に規定する動物愛護担当職員を必置規定にすべき。また、実効ある立入調査を可能とするため当該職員の更なる資質の向上を図るべき。
- ・法第27条の愛護動物の範囲は、社会的背景や時代の変化により変わりうるもの。両生類などに拡大するかどうかは、非常に悩ましい問題。範囲をどうするかという前に、範囲を考える際の拠り所となる「要件」のようなものを整理することが必要。実際にどうするかは、この要件に照らして判断すればよいのではないか。
- ・虐待や遺棄防止の実効性をあげるためにも、虐待や遺棄の定義や考え方を整理して、もう少し具体的に例示する必要がある。その方法としては、必ずしも、法文の改正にこだわる必要はなく、ガイドライン等での対応も考えられる。
- ・最近の虐待は、加害よりも給餌を怠る等のネグレクトに起因するものが多い傾向にある。このような傾向を踏まえて、虐待行為の整理をする必要がある。
- ・虐待防止は大事なことだが、虐待行為が不用意に拡大されないように、慎重に検討する必要がある。
- ・遺棄の問題点には、飼い主責任の放棄、虐待（置き去り等）、環境犯罪（生物多様性との関連）の3つがある。これまでは、虐待（置き去り等）の観点が必要視されていたが、今後、どの観点到に着目すべきかについては、状況の変化等を踏まえて再検討する必要がある。
- ・虐待行為の一類型としての遺棄の規制にとどまらず、飼養動物を野外に放つこと

自体を規制する必要性についても検討すべき。

- ・虐待と遺棄罪適用の動物種が同一でよいのかについては、遺棄防止対策の今後のあり方等を踏まえて検討すべき。
- ・摘発を目的とした取り締まりの強化も必要かもしれないが、まずは、飼い主の意識や行動が適正なものとなるように、普及啓発等を行うことが重要。

### (3)繁殖制限措置について

- ・繁殖制限措置の必要性については浸透しつつある。今後ともみだりな繁殖を制限する方策をさらに進める必要がある。
- ・繁殖制限措置は、種々の問題の未然防止策として有効。
- ・アメリカでは、州によって繁殖制限措置を義務付けているところもある。

### (4)個体識別措置について

- ・マイクロチップについては、義務付けられればやりたいという人が多い。義務付ける方向で検討を進めるべき。
- ・すべての犬ねこについて個体登録措置を行う必要があるかどうかについては、検討が必要。
- ・マイクロチップの普及を進めるためには、動物愛護センターやペット病院等におけるリーダーの設置が必要不可欠。このため、任意による普及には限界がある。法令等に基づく制度としての取組みが必要。
- ・個体登録措置の義務化に当たっては、自治体単独での財政的負担は困難であること、行政区域を越えて迷い込む動物もいること等から、国による指導・助成等が必要。
- ・データ管理を民間がやることは如何なものか。個人情報保護に配慮しつつ、公的機関により一元的に管理できるような体制を整備すべき。アメリカでは、以前、互換性問題についての混乱があり、このことがマイクロチップの普及の阻害要因になった。
- ・マイクロチップについては、互換性を確保するため、統一規格のものを使用するようにすべき（マイクロチップについてはISO規格あり）。
- ・個体登録措置を義務化する対象動物としては、危険動物などが考えられる。この他にも、地域の事情に応じて、地方公共団体が指定した種や地域などが考えられる。いずれにしても、将来的にはすべての動物を対象にすることが理想だが、当面は、段階的に個体登録措置を進めていくべき。
- ・飼い主に対する個体登録措置の必要性についての普及啓発が重要。一部の飼い主には、若干の心理的抵抗（痛そう、かわいそうなど）があるようだが、これの解消が図られるような努力をすることも大事。

- ・ 個体登録措置によりペットについてもいわゆる戸籍ができることは、動物の愛護管理上も望ましいことである。
- ・ EU 諸国では、いわゆるシェルター（民間が設置・運営する動物保護施設）から譲渡される動物については、繁殖制限措置（去勢・不妊手術）及びマイクロチップ挿入を行っている。

#### (5) その他

- ・ 動物愛護管理法は、動物の5つの自由を保障する考え等を盛り込んだ「動物基本法」のような性格のものとするべき。
- ・ 鶏インフルエンザ問題が報道されているが、動物の愛護管理の精神を踏まえた報道のあり方についても検討する必要があるのではないか。
- ・ EUでは畜産動物の福祉の向上対策が本格的に講じられ始めている。養鶏場のバタリーケージも廃止されることになっている。日本でも何らかの対応を検討していく必要がある。